

帰ってこられ！就職応援助成事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 県は、富山県内企業の人材確保と県外学生のUターン就職の促進を図るため、県外学生が就職活動等のために住所地から県内の目的地の間を往復する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

(1) 県外学生

富山県外の大学（大学に置く大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校及び専修学校等の学生であって、県外に在住する者をいう。

(2) 県内企業

富山県内に就業場所となる事業所を開設している、若しくは当該事業所を開設する見込みのある企業（県外に本社を置く企業を含む。）、団体等であって、「就活ラインとやま」に登録する者をいう。

(3) 事業所

本社、支社、営業所、工場等、事業活動が行われている場所をいう。

(4) 合同企業説明会

県が別途指定した各年度4月1日から翌年3月末日までの間に開催される富山県又は富山労働局が開催する合同企業説明会、就職活動支援イベント等をいう。

(5) インターンシップ

県内企業が、県内の事業所で実施するセミナー、職場見学会、就業体験等をいう。

(6) 就職・採用活動

県外学生を採用するために00県内企業が実施する、企業説明会、適性試験、筆記試験及び面接等をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の対象者は、次のすべてに該当する者とする。

- (1) 県外学生であって、「就活ラインとやま」のウェブサイト及びLINE公式アカウントに登録する者
- (2) Uターン就職のために県外の住所地から目的地までを移動する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団に関与していない者

(補助対象事業)

第4条 この補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表1に掲げるとおりとする。

（交付基準）

第5条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2に掲げるとおりとする。

2 この補助金の交付額は、別表2に掲げる補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は補助限度額のいずれか低い額とする。

（交付申請書）

第6条 規則第3条第1項の規定による申請書及び第12条第1項の規定による実績報告書は、別紙様式のとおりとし、県外学生がUターン就職のために住所地から県内の目的地の間を往復した日が属する年度内の、別に定める日までに知事に提出するものとする。

（交付決定及び額の確定）

第7条 知事は、前条に規定する補助金の交付申請が適当であると認めるときは、補助金の交付決定及び交付すべき補助金の額の確定を行い、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第8条 知事は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1)規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

(2)不正又は虚偽の申請により、補助金の交付決定を受けたとき。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 補助対象事業

補助対象事業	<p>県外学生が、以下のいずれかに該当する活動のために県外の住所地と県内の目的地の最寄駅を往復する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 富山県又は富山労働局が県内で主催する合同企業説明会等 2 県内で実施されるインターンシップ 3 県内で実施される就職・採用活動
--------	---

別表2 補助対象経費及び補助率

補助対象経費※	<p>県外学生が補助対象事業に参加するために、住所地と目的地の往復移動に要した交通費（ただし、鉄道、バス、航空機、船舶での移動に限る。）</p>
補助率	<p>1 / 2 （ただし、100円未満切捨て）</p>
補助限度額	<p>10,000円／回（年度内2回まで）</p>

※ 原則として、県外の住所地と県内の目的地の往復にかかる経費を対象とするが、往路のみ又は復路のみの申請も可とする。

移動と宿泊が一体となった旅行商品についても対象とする。ただし、富山県職員等の旅費に関する条例（昭和32年富山県条例36号）に規定する宿泊料を除く交通費相当額を対象とする。

鉄道に関しては、グリーン料金、グランクラス料金を除く額を対象とする。

国、県、市町村その他公的支援機関等から同主旨の補助金の交付を別途受けている場合は、補助対象外とする。

企業から支給された交通費相当額を除く。